

首都国道事務所節電実行計画

関東地方整備局首都国道事務所においては、「国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）」に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分B

（小口需要設備（50kW 以上 500kW 未満）

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯（7月から9月（平日）の9時から 20時）の1時間単位の使用最大電力としています。（ただし、使用最大電力が把握できない場合等は、同期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。）

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

設備名	首都国道事務所
所在地	千葉県松戸市竹ヶ花86
基準電力値	43, 818kwh
<p>節電に係る具体的取組</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を原則として6割以下とする(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底(3) パソコンディスプレイの輝度を5割程度低減(4) 電気ポットの使用制限 <p>* 当設備は、使用最大電力が把握できないため、基準電力値を月間使用最大電力量としています</p> <p>* 当設備についての対策効果の検証は、チェックリスト方式で行います。</p>	

○区分C

(小口需要設備(50kW 未満)及び小口需要設備(50kW 未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

設備名	市川国道出張所
所在地	千葉県市川市高谷2-9-25
基準電力値	2,403kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を原則として6割以下とする	
(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底	
(3) パソコンディスプレイの輝度を5割程度低減	
(4) 電気ポットの使用制限	
* 当設備についての対策効果の検証は、チェックリスト方式で行います。	

○区分C

(小口需要設備(50kW 未満)及び小口需要設備(50kW 未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

設備名	小松川国道出張所
所在地	東京都江戸川区春江町1-1-4
基準電力値	2,909kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を原則として6割以下とする	
(2) 冷房中の室温を原則28度にするのを徹底	
(3) パソコンディスプレイの輝度を5割程度低減	
(4) 電気ポットの使用制限	
* 当設備についての対策効果の検証は、チェックリスト方式で行います。	

○区分C

(小口需要設備(50kW 未満)及び小口需要設備(50kW 未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

設備名	金町国道出張所
所在地	東京都葛飾区金町3-48-2
基準電力値	3,326kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を原則として6割以下とする	
(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底	
(3) パソコンディスプレイの輝度を5割程度低減	
(4) 電気ポットの使用制限	
* 当設備についての対策効果の検証は、チェックリスト方式で行います。	